

令和3年度エイジフレンドリー間接補助金交付規程

令和3年6月4日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

(通則)

第1条 エイジフレンドリー補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条に規定する間接補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、その他の法令、交付要綱及びエイジフレンドリー補助金事業実施要領(令和3年3月23日付け基発0323第6号。以下「実施要領」という。)の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、交付要綱及び実施要領の規定に基づき、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「コンサルタント会」という。)が、交付要綱第3条の目的を達成するため、間接補助金の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

(エイジフレンドリー補助金事務センターの設置)

第3条 コンサルタント会は、エイジフレンドリー補助金事務センター(以下「補助金事務センター」という。)を設置し、間接補助金の交付に必要な事務を実施する。

(交付の対象)

第4条 コンサルタント会は、第2条の目的を達成するため、実施要領別表の第2欄に掲げる経費(以下「間接補助対象経費」という。)について、補助金の範囲内において、間接補助金を交付するものとする。

- 2 前項の間接補助金の交付の対象となる者は、実施要領別表第1欄に掲げる間接補助金の対象となる安全衛生対策等の実施を予定し、実施要領第3の2に規定する者であって、実施要領第3の7(1)の要件に適合する者とする。
- 3 間接補助対象経費について、他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受ける場合には交付の対象としない。

(交付額の算定方法)

第5条 間接補助金の交付額は、実施要領第3の3に規定する実施要領別表に示すところより算定する。

(交付の申請)

第6条 間接補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、コンサルタント会が別に定める期間中に、様式1の交付申請書を補助金事務センターに提出する方法で、間接補助金の交付申請をしなければならない。

- 2 第1項の申請書は、原則として郵送により、申請期間の最終日までに提出する(消印有効)。

(誓約等)

第7条 申請者は、間接補助金の交付申請を行うに際しては、様式1の交付申請書に様式1-1の誓約及び申立書並びに様式1-2の高年齢労働者名簿を添えて提出しなければならない。

(審査)

第8条 交付要綱第7条第1項の審査は、実施要領第3の7(1)及び(2)による。なお、必要に応じて、コンサルタント会が実地調査を行う。

(交付の決定)

第9条 コンサルタント会は、第6条の規定により申請者から交付申請書の提出があった場合には、当該交付申請書の内容を審査委員会に諮り、間接補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、その旨を、様式2の交付決定通知書により郵送で申請者に通知する。

2 コンサルタント会は、交付の決定をしないときは、不採択の決定を行い、その旨を電子メールで申請者に通知する。

3 間接補助金の交付の決定は、1事業者あたり令和3年度中に1回限りとする。

(交付の条件)

第10条 間接補助金の交付の決定を受けた者は、次の要件を遵守しなければならない。

一 間接補助金の交付決定を受けた者(以下「間接補助事業者」という。)は、安全衛生対策等を速やかに実施すること。

二 間接補助事業者は、安全衛生対策等の実施を中止するときは、速やかにその旨を書面又は電子メールで補助金事務センターに提出すること。

三 コンサルタント会が、間接補助金の適正な使用等の確認のために必要があると認め、間接補助事業者に対し、調査、指導又は報告を求めた場合には、これに協力すること。

四 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、様式2-1による取得財産等管理台帳を備え、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、間接補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。

五 間接補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具については、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間を経過するまで、コンサルタント会の承認を受けずに間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してならないこと。

(再申請)

第11条 申請の審査の結果、交付決定の対象とならなかった申請者については、同一年度のその後の公募期間に再度申請することができる。

(申請の取下げ)

第12条 申請者が、交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに、書面又は電子メールをもって補助金事務センターに申し出なければならない。

(実績報告並びに間接補助金の額の確定及び支払い)

第 13 条 間接補助事業者は、令和 4 年 2 月 14 日（消印有効）までに、様式 3 の実績報告書及び精算払請求書を補助金事務センターに提出する方法により、実施要領第 3 の 8（1）に定める実績報告及び精算払い請求を行わなければならない。なお、間接補助事業者は交付決定を受けた日から 3 ヶ月以内に当該報告及び請求を行うよう努めること。

2 間接補助金の額の確定等は、実施要領第 3 の 8（2）による。

3 コンサルタント会は、間接補助金の額を確定したときは、その旨を、様式 4 の交付額確定通知書を間接補助事業者に送付する方法で通知する。

4 コンサルタント会は、実施要領の第 3 の 8（3）に定めるところにより、間接補助金の支払いを行う。支払いは、間接補助事業者の銀行口座への振込みによって行う。ただし、第 1 項に定める様式 3 の実績報告書及び精算払請求書が令和 4 年 2 月 15 日以降に提出された場合は、当該請求に係る間接補助金の支払いを行わない。

(交付決定の解除等)

第 14 条 コンサルタント会は、間接補助事業者が実施要領第 4 の 1（1）から（4）のいずれかに該当する場合、又は第 10 条に定める要件が守られないときには、第 9 条第 1 項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。

2 コンサルタント会は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し間接補助金が交付されているときは、期限を付して当該間接補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の間接補助金の返還期限は、その命令がなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う間接補助金の返還)

第 15 条 過年度に安全衛生対策等に対し間接補助金を受けた間接補助事業者が、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合も含む。）は、様式 5 の消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までにコンサルタント会に提出しなければならない。

(財産の処分の承認等)

第 16 条 過年度に安全衛生対策等に対し間接補助金を受けた間接補助事業者が、当該間接補助金を受けた日の属する年度の終了後 5 年間を経過するまで、当該安全衛生対策等の取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものについて、譲渡、転売、廃棄等などにより処分等を行う場合には、様式 6 の処分等に係る承認申請書をコンサルタント会に提出しなければならない。

2 コンサルタント会は、前項の承認申請があった場合には、安全衛生対策等の処分等により収入がある、またはあると見込まれる場合は、補助金の交付額を超えない範囲で、その収入の全部または一部を返納させることができる。

3 コンサルタント会は、安全衛生対策等の処分等を承認したときは、その旨を間接補助事業者に通知する。

(秘密の保持)

第 17 条 コンサルタント会は、申請者及び間接補助事業者がこの規程に従って補助金事務センターに提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、間接補助金の交付のための審査等、本事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、間接補助金の交付に関するその他必要な事項は、コンサルタント会が別に定める。

附則

この規程は、令和 3 年 6 月 4 日から施行する。